

習志野市教育委員会会議録
(平成19年第10回定例会)

1 期 日 平成19年10月24日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時30分

2 出席委員	委員 長	小 泉	俊 雄
	委 員	青 木	克 己
	委 員	吉 村	博 与
	委 員	栗 原	伸 夫
	委 員	植 松	榮 人

3 出席職員	副教育長	佐 藤	慎 一
	教育総務部長	小 滝	益 夫
	学校教育部長	柴 田	史 香
	生涯学習部長	小 林	伸 二
	学校教育部参事	渡 辺	伸 治
	教育総務部次長	加 藤	清 一
	生涯学習部次長	山 崎	敏 雄
	教育総務部副技監	鈴 木	知 行
	学校教育部副参事	木 原	誠
	教育総務部・学校教育部副参事	野 中	良 範
	学校教育部副参事	鶴 岡	智
	指導課長	若 崎	光 美
	社会教育課長	早 瀬	登美雄
	生涯スポーツ課長	竹 下	博
	青少年センター所長	澤 田	敏 春
	教育総務部主幹	福 山	宗 起
	教育総務部主幹	綱 島	潤
	教育総務部主幹	佐々木	重 春
	学校教育部主幹	高 柳	英 昭
	学校教育部主幹	鈴 木	博
	生涯学習部主幹	及 川	隆 志

委員長が
平成19年度習志野市教育委員会第10回定例会の開会を宣言。

委員長が
議案第32号を追加議案とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が
会議規則第15条の規定により、報告事項(2)並びに議案第29号及び議案第32号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が
本日の日程について、報告事項(2)並びに議案第29号及び議案第32号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が
平成19年第9回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 平成19年習志野市議会第3回定例会一般質問について (企画管理課)

教育総務部次長が
教育委員会に係る一般質問は、こども部関連及び再質問を含め9名の議員から延べ25件あり、特に特別支援教育・学童保育・子育て環境の整備の3項目について多く挙げられた、と概要を説明。

委員が
議会答弁にあるような障害のある児童・生徒への支援策だけではなく、他の児童・生徒に対する支援も検討すべきである、と発言。

学校教育部長が
議員は発達障害のある児童・生徒に対する支援を求めており、その要望に対する答弁である、と発言。

委員が
就学指導委員会で特別支援学校への就学が望ましいと判断された子どもが普通学級に入ってきており、現場の教員は苦慮している。議員はそのような教室を実際に見たことはあるのか、と質問。

学校教育部長が
議員は、鷲沼小学校他、数校でそのような教室を見ている、と回答。

委員が

各学校、担任も最善の努力はしている。しかし、授業に出ないで6年間過ごす子や他の子を殴って歩く子もいる。こうした教室の現状を踏まえた上で要望していただきたい、と発言。

委員が

現状を踏まえ、障害を持つ子どもの支援策だけを求めることはいかかなものかと思う。議会答弁の中に他の子が集中して授業を受けられるような対応策を盛り込み、徐々にでもこの現状が改善できる方向に導いていくことも必要である、と発言。

委員が

障害を持つ子どもに対しては養育のために教育するという視点が必要ではないか。健常児と一緒に教育することは無理な話である。保護者としては普通学級で教育を受けさせたいと願うことは当然のことであると思うが、教育委員会として軸足を持った指導が必要ではないか、と発言。

また、放課後児童会はその利便性故に保護者の要求がエスカレートする可能性がある。預かる児童が多くなるほど指導員も場所も確保しなければならない。もはや行政が全て面倒を見る時代ではない。保護者の中には高いお金を払ってでも民間の施設に子どもを託したいと考える人もいる。答弁にあるような役所で全て見ようとする考え方ではなく、民間活力の利用も検討すべきである、と発言。

委員が

障害を持つ子も普通学級で学ばせてあげたいと思うが、周りの子に対してもサポートしていただきたい、と要望。

また、放課後児童会の指導員はパートという雇用形態となっている。問題に対しては指導員による合議で解決しているようだが、指揮命令系統は学校のようにしっかりしているのか、と質問。

生涯学習部長が

問題にはマニュアルに沿って対応していただいている。放課後児童会の課題は指導員の待遇改善にあり、責任体制の確立とそれに見合う処遇を検討しなければならない。きちんとした体制の中で責任ある保育をすることが重要であると認識している。

しかし、指導員の雇用は市全体の雇用条件の中で決定されたものであり、現場の実態と必ずしも結びついてはいない。市長はじめ総務当局には重大な問題と受け止めていただいている。

また、全入制は本市の行政サービスの目玉であるが、放課後児童会を本当に必要としている子どもだけをお預かりすることも検討しなければならない。県内でも定員制が圧倒的であり、学校の敷地内に放課後児童会があるところも少ない。今後も委員へご報告し、ご指導を賜りながら解決していきたい、と回答。

委員が

給食がない日は指導員が長机の上で調理することがあり、食品衛生上問題があるのでは

ないか。学校の調理室を提供できるのかどうか検討していただきたい、と要望。

生涯学習部長が

学校調理室の利用が可能で、かつ指導員にとって負担がないのであれば検討していきたい、と回答。

委員が

放課後児童会には希望すれば入ることができるのか、と質問。

生涯学習部長が

親が就労している1年生から3年生までの児童は入ることができる。障害をもっている子は6年生までお預かりしている。親には就労関係書類の提出をお願いしているが、保育所ほどの審査はしていない。そろそろ現実との整合性を図る時期に来ており、審査を強化していきたい、と回答。

委員が

個人的には公平性の観点から、親の就労に関わらず希望すれば受入れるべきではないかと思うが、市の考え方は、と質問。

生涯学習部長が

文部科学省に午後3時以降に親の就労の有無を問わず、1年生から6年生までの子どもを学校で預かる事業があるが、本市としては先進的に取組んできた学童保育をより充実させていく方針であり、文部科学省提案の事業とは一線を画している、と回答。

委員が

谷津貝塚埋蔵文化財について、安全対策に厳しくなっている小学校の中に保存すると一般の方は見ることができないのではないかと。台東区では生涯学習センターの中に埋蔵文化コーナーを設けており、誰でも見られるようになっている。

習志野市の貴重な財産なのでそうあるべきではないのか、と質問。

生涯学習部主幹が

現在、谷津南小学校の余裕教室に埋蔵文化調査室を設置している。予約が必要だが、一般の方にもご覧になっていただけるようになっている。文化的施設の建設については難しいが、習志野市全体の文化施設として考えていくべき時期が来ている、と回答。

委員が

習志野市には様々な文化財がある。市民の方が有効に活用できるようにしなければならない、と発言。

委員が

財政的な問題もあるかと思うが検討していただきたい、と要望。

委員が

小学生の自転車乗車マナーが悪く、学校で自転車の乗車や歩行の指導をしているのか疑問に思うことがある。指導の有無と事故の調査をしているのかどうか伺いたい、と質問。

指導課長が

交通安全指導は4月に市内の全ての小・中学校で行っている。10月の校園長会議においても文書にて再度指導してもらえるよう依頼したところである。

また、事故の調査については、小・中学校合わせ7件の事故があり、そのほとんどは不注意による飛び出しが原因である。自動車の過失による事故も2件あった。校長に対し、再度保護者に向けて話してもらいたいと要望している、と回答。

委員が

先生の勤務実態調査について、学校の前を通ると、夜10時過ぎでも明かりが点いている。長時間の時間外勤務が過労死につながらないか危惧している。時間外勤務が多いことについて教育委員会としてどう考えているのか。もし、過労死ということになれば教育委員会の責任である、と質問。

指導課長が

公開研究会が迫ってくると帰宅が遅くなることもある。しかし、研究する時間は、行事がほとんど入っていない水曜日や研究日としている木曜日を取っている。さらに金曜日には学年会の時間を設けているが、公開研究会が近づくと研究の時間に充てている。このように先生に無理のないようなスケジュールとなっている、と回答。

委員が

就労実態調査はしているのか、と質問。

指導課長が

調査はしていない、と回答。

委員が

残業時間は多くないと考えているか、と質問。

指導課長が

私の経験では9時、10時まで残業している先生は少なかったように思う、と回答。

委員が

中学校では部活動を持っている先生は帰宅が遅くなる。また、子どもが帰宅するまでは学校にて待機している。勤務時間内に通知表を書くなどの時間はほとんどないのが実情である。教師には残業手当がつかないにも関わらず熱心に仕事していただいているが、何らかの配慮が必要である、と要望。

委員が

学校で通知表を書く時間的な余裕がなかったり、プライバシーの問題で子どもがいる中では書けないことから、自宅で仕事している教師が多い。人生の全てを教育に懸けている教師がいることを理解していただきたい、と要望。

委員が

教師の熱意に甘えていてはいい人材が集まらなくなる。業務の見直しや先生の労働に対する対価も考える段階に来ているのではないか、と発言。

委員が

若い教師には無駄に残っている者もいる。校長・教頭には部下の健康・勤務について徹底的に管理・指導していただきたい、と要望。

教育長が

長時間の残業は習志野に限らず全国の教師にあてはまることであり、公開研究会が問題ではない。しかし、先生方の健康管理はしっかりしなければならない、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（１）は了承された。

議案第30号 学校職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の 制定について

(企画管理課)

教育総務部次長が

本件は、習志野市議会第3回定例会にて習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、12時及び15時から各15分間与えられていた休息時間が廃止されたことに伴い、改正するものである。なお、施行日は平成19年11月1日である、と概要を説明。

委員が

休息時間と休憩時間の違いは、と質問。

教育総務部長が

休憩時間は無給、休息時間は有給である。今までは12時から12時15分の休息時間と12時15分から13時までの休憩時間を合わせ1時間の昼休みとしていた。施行後の昼休みは15分の休息時間がなくなり、45分の休憩時間のみとなる、と回答。

委員が

有給の休息時間はよくわからない。この改正は一般的な考え方だと思う、と発言。

委員が

習志野高校には適用されるのか、県については、と質問。

教育総務部長が

習志野高校も同じく適用される。県は4月1日より既に休息時間は廃止されている。勤務時間は、条例上は県と異なるが、学校勤務時間の割り振りは校長が定めることとなっており、実態は県と同じである、と回答。

委員が

県費負担の学校職員と学校にいる市の職員との勤務時間の相違について調整などは行ったのか、と質問。

学校教育部長が

勤務時間は、あくまで条例や規則の定めのとおりであり、特に調整等を行っていない、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第31号 平成19年度末及び平成20年度習志野市立高等学校教職員 人事異動方針の制定について

(学校教育課)

学校教育部長が

平成19年度末及び平成20年度の習志野市立高等学校教職員人事異動を適性円滑に実施するため、県教育委員会の公立学校教職員異動方針に準じ、本市教育委員会として、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第8号の規定により、異動方針を定めようとするものである、と概要を説明。

委員が

県教育委員会の異動方針に再任用制度とあるが、定年退職しても再任されるのか、また、習志野では例があるのか、と質問。

学校教育部長が

習志野市も再任用制度はあるが、県を退職した教員を習志野高校で採用した例はない、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成19年11月28日(水)午後4時に決定された。

〈 報告事項（２）並びに議案第２９号及び議案第３２号は非公開 〉

**報告事項（２） 平成１９年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく
表彰の功績の追加について**

（企画管理課）

教育総務部次長が

前回の教育委員会議において、表彰状受賞者に決定した者に功績の追加があったので報告するものである、と概要を報告。

報告事項（２）は了承された。

議案第２９号 平成１９年度教育費予算案（１２月補正）について

（企画管理課）

教育総務部次長が

平成１９年度１２月補正として、市長に申し入れるものである旨概要を説明。

採決の結果、議案第２９号は原案どおり可決された。

議案第３２号 平成１９年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

（企画管理課）

教育総務部次長が

習志野市教育委員会顕彰規程第６条第１項に基づき、平成１９年第９回定例会にて平成１９年度表彰状授与者として決定していただいたが、新たに１団体を追加しようとするものである。それに伴い、今年度の表彰団体が３団体から４団体となる、と概要を説明。

採決の結果、議案第３２号は原案どおり可決された。